

令和6年8月吉日

お客様各位

オオヨド急運株式会社
大阪府北区中津 5-2-9

高額商品ご集荷に関する補償対応、高価品の対応について

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り心より厚く御礼申し上げます。

さて、お預かりいたしましたお荷物は、細心の注意をもってお届けしておりますが、保管時及び輸送時に於いて商品の破損・紛失等による事故が発生いたしました場合、運送約款に基づき弊社が賠償をいたします。

但し、誠に恐縮ながら、下記事項につきましては、運送約款上、賠償対象外となる場合がございます。

特に、高額商品の配送対応はお引き受けをさせていただきます（高価品の配送対応はお引き受けいたしかねます）が、前述の理由により、万が一事故が発生いたしました場合、実損額相当の補償対応ではなく、運送約款上の賠償責任限度額(1 伝票につき 30 万円まで)が上限となり、商品についてのみの補償であります事を、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

昨今は弊社におきましても高額商品のお取り扱いが増加しており、今後におきましても安定した輸送サービスの提供を維持する為、趣旨についてのご理解・ご了承を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

【運送約款上における高額商品の、賠償対象外となる事例】

- ① 天災
- ② 不可抗力 例：トラックが一方向的に追突され、お預かりしている荷物が大破
- ③ 30 万円を超える高額商品

賠償責任には 1 伝票につき 30 万円の賠償限度額がございます。

- ④ お預かり商品以外の賠償

【運送約款上における高価品について】

高価品（現金・有価証券・宝飾品など）につきましては、**弊社ではお引き受けいたしかねます。**

※高価品の詳細につきましては、国土交通省の標準貨物自動車運送約款第九条をご確認ください。

以上